

令和 7 年 9 月 9 日

平塚市長 落合 克宏

放置禁止区域内等に放置されていた自転車等を保管したので、「平塚市自転車等の
放置防止に関する条例」第 13 条第 4 項に基づき、次のとおりお知らせします。

記

- 1 移 動 理 由 「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第 9 条第 3 項に
規定する放置禁止区域内に放置されていたため。又は、同条
例第 12 条第 4 項に該当するため。
- 2 移 動 年 月 日 令和 7 年 8 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日
- 3 保管自転車等台数 自転車 60 台
原動機付自転車 3 台
- 4 保 管 場 所 平塚市纏自転車等保管場（平塚市纏 398）
- 5 保 管 期 間 告示の日から 2 か月間
- 6 受 取 方 法
 - （1）開場時間 月曜日～土曜日（祝日を含む）、午後 1 時～午後 5 時
※年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く
 - （2）受取場所 保管場所と同じ
 - （3）受取に必要なもの
自転車等の鍵
本人確認書類
（運転免許証・健康保険証・学生証・個人番号カード等）
自転車等保管料（自転車 2,000 円、原動機付自転車 4,000 円）
- 7 受取のない場合の措置
保管期間経過後は「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」
に基づき処分する。
- 8 保管場の連絡先 0463-34-3133

まちづくり政策部交通政策課

電話 0463-21-9840（直通）

以 上